

京都市告示第121号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和4年5月12日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市右京区西院溝崎町 13番の一部, 16番の一部, 17番の一部,
18番の一部, 19番1の一部, 19番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物, ^ひ砒素及びその化合物, ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

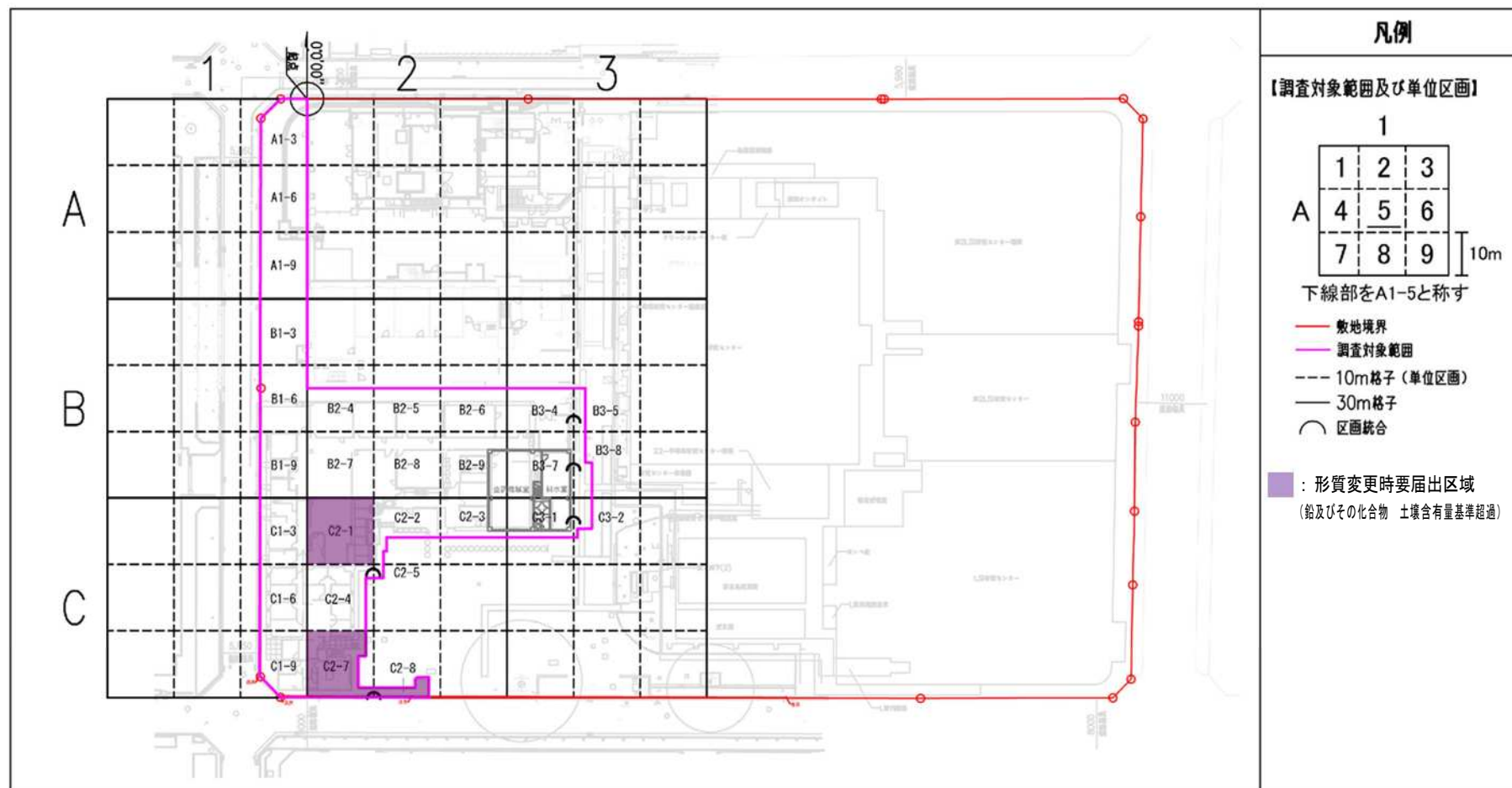
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物 土壌溶出量基準超過)

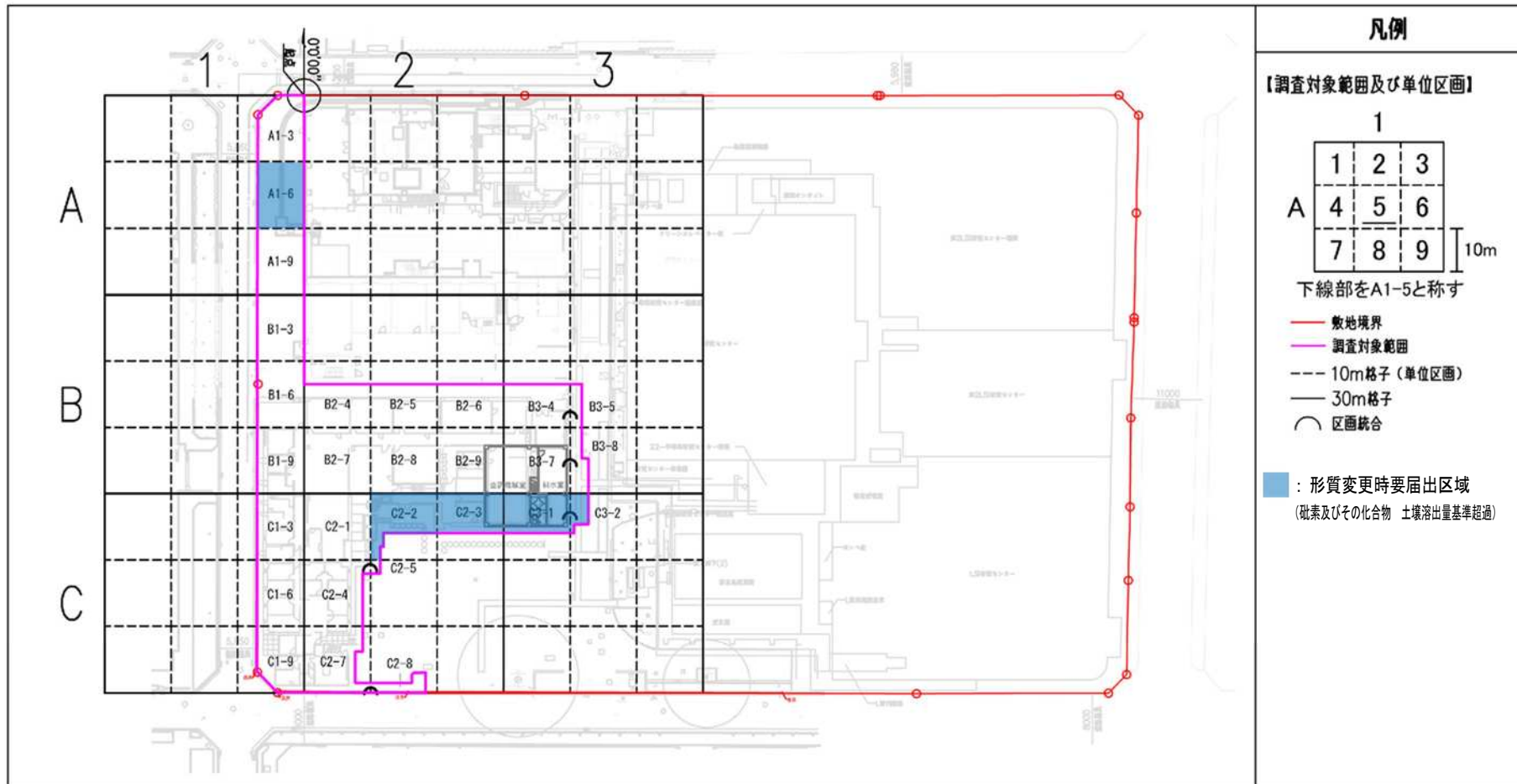


形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物 土壌含有量基準超過)



形質変更時要届出区域

ひ
(砒素及びその化合物 土壤溶出量基準超過)



形質変更時要届出区域
(ふっ素及びその化合物 土壌溶出量基準超過)

